

令和2年度教育委員会の基本方針等について **(案)**

宇佐市教育委員会

令和2年2月

はじめに

宇佐市教育委員会では、「大人が学び、子どもたちが学ぶ教育の郷づくり」の基本理念のもと、人々がいつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる教育環境の整備に努めている。

市長と教育長・教育委員で組織する「総合教育会議」において、平成27年度からの10年先を見通した本市の教育行政の方向や施策を示した「宇佐市教育振興基本計画」が「宇佐市教育行政の大綱」に承認され、この「教育大綱」に沿って、生涯にわたって共に学びあえる学習機会の充実に向け取り組んでいる。

本計画の特色としては、「宇佐市が目指す教育」を実現していくための「3つのビジョン」と「10の取組の方向」さらには、その取組み方向に基づいた「30の重点施策」を整理し、次代を担う子どもたちが、心豊かに社会を生き抜く力を身に付けられるよう宇佐市らしい教育の推進を示している。**「宇佐市教育振興基本計画」の後期5年分の改訂版に基づき、令和2年度の基本方針等では、教育分野の方向性を示し、教育の一層の充実を図る。**

I. 教育総務課

《教育総務係》

1. 基本方針

教育委員会の方向性や重点的な取り組みを、「教育行政方針」として市民に示し、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書」では、それぞれの施策が確実に実施され、どのような成果があるかなどを点検・評価することで、教育行政の改善を図り、地域住民の意見を反映しながら、教育に関する情報提供に努め、開かれた教育委員会を目指す。

併せて、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、公立学校の適正規模・適正配置等に関する調査研究を行う。また、学校施設の維持管理については、各学校の施設環境整備、特に学習意欲の向上のため、教室環境の整備を図る。

また、高等学校等へ勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒に対して奨学制度による支援を行う。

2. 重点目標

ア 教育委員会の活性化

(1) 教育委員会の活性化

保護者や地域住民の期待にこたえる質の高い教育を目指し、地域のニーズに応じた教育行政を主体的に企画し実行していくために、教育委員への情報提供を行ながら、学校や地域教育施設等の計画的な視察、あ

るいは、市長、学校、保護者との意見交換など広聴活動を行い、教育委員会体制をより充実し、教育委員会の活性化を図る。

(2) 開かれた教育委員会

教育行政方針や教育委員会便りを発行するとともに、教育活動の状況や教育委員会が行っている施策についてもホームページ等を通じて保護者や地域住民に周知させ、広報活動の充実を図る。

(3) 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進

毎年11月の第3日曜日の「うさ教育・家庭・読書の日」については、教育委員会、学校、家庭等での読書活動等の推進により、豊かな心の育成や学力向上の機運の醸成に取り組む日として、教育委員会便り等を通して啓発に努める。

イ 学校施設・設備の充実

(1) 公立学校の規模の適正化

本年度も引き続き、公立学校の規模の適正化等の検討を行うため、公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会を開催する。

(2) 学校施設・設備の充実

市内小中学校の施設の老朽化、不具合箇所等、地域やPTAを中心となり、環境整備を行う活動の支援を行う。

ウ 奨学制度による支援

(1) 教育の機会均等と人材育成を図るための奨学制度による支援

高等学校等へ勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、教育の振興に寄与することを目的として奨学制度による支援を行う。

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和2年度 指標	備考
ア 教育委員会の活性化（5項目）			
①教育委員の視察・研修会への取組の充実	学校、各種教育施設の視察・先進地研修	実施 (9回)	学校訪問3回 社会教育施設訪問1回 図書館施設訪問2回 給食センター訪問1回 教育委員研修2回
②総合教育会議の開催	市長と教育長・教育委員との「総合教育会議」	実施 (年2回)	令和元年度実施 10月・2月
③教育行政方針の策定	教育委員会の方向性を明確化する	実施	
④教育委員会便りの発行	教育委員会実施行事の広報、内容の充実	実施 (年4回)	1月・4月・7月・ 10月
⑤ホームページの充実	教育委員会会議録・教育行政方針・教委便りの掲載	実施	
イ 学校施設・設備の充実（2項目）			

①公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会開催	公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会開催	開催予定	
②学校施設環境整備活動支援事業（小中学校）	学校設備の改善を促進するため、地域やPTA等により自主的に行う環境整備活動を支援する	実施	
ウ 奨学制度による支援（1項目）			
①奨学制度による支援	宇佐市奨学資金 藤・稻尾奨学資金	補助人数 45人 〃 16人	

《学校施設整備係》

1. 基本方針

学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、いきいきと学び、生活する場であり、安心して学べる教育環境でなければならない。その具体策として教育環境の質的向上を図る方針のもと、学校施設・設備の充実を重点目標として掲げ、平成28年度より「第3次宇佐市立学校教育施設整備計画」に基づき、学校施設の空調設備の整備、プール施設の整備に取り組んできた。

令和2年度においては、宇佐市公共施設等総合管理計画に基づき、宇佐市学校施設長寿命化計画の策定を行う。

併せて、学校現場等の声を反映した老朽化・不具合箇所等の改善にも努め、安心して学べる教育環境づくりを目指す。特に改善要望の多いトイレの洋式化を積極的に推進し、子どもたちの教育活動に支障をきたすことがないよう施設の整備や維持管理を図る。

2. 重点目標

ア 安全・安心な学校づくり

- (1) 落下物や転倒物から子どもたちを守るため、非構造部材の耐震対策の継続
- (2) 学校生活を不自由なく過ごせるように、バリアフリー化の推進
- (3) 遊具等の安全点検の実施

イ 学校施設・設備の充実

- (1) 老朽化に伴う教育施設・設備の改修・整備の実施（校舎、体育館、空調機器、トイレ等）
- (2) 学校施設長寿命化計画の策定

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和2年度 指標	備考
ア 安全・安心な学校づくり（2項目）			
① バリアフリー化の推進	スロープの設置	実施	
② 小学校遊具の整備・充実	個別遊具の設置	実施 (個別5校)	令和元年度 (個別6校6基)
イ 学校施設・設備の充実（2項目）			
① 教育環境の質的向上 (エアコン整備事業)	特別教室の空調機器設置	令和元年度繰越 中学校特別教室 (整備7校)	令和元年度 中学校特別教室 (設計7校)
② 教育環境の質的向上 (小・中学校各種設備改修事業)	トイレの環境改善等	トイレ洋式化率 57%以上	令和元年度 55%

II. 学校教育課

1. 基本方針

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる生きる力を養うとともに、国家及び社会の形成者としての資質の育成を目標とするものである。そこで、学校教育課は、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進する中で、学習指導要領・幼稚園教育要領の趣旨を踏まえた学校体制の確立と教育内容の充実を図るとともに安心・安全・信頼される学校づくりを基本方針とする。

この基本方針を具現化するために、「子どもたちに誇りと希望、そして夢を」をテーマに、「自ら学ぶ力と豊かな心を育み、未来に希望と夢を抱き、ふるさと宇佐に誇りのもてる宇佐市民の育成」、「規律ある集団において、他を受け入れ、自己を表現する中で仲間とともに自己開花できる児童生徒の育成」、「グローバルな感性を持ちながら、ふるさと宇佐において活躍する人材の育成」を柱として、自らの夢の実現に向かって仲間とともにたくましく歩く児童生徒の育成を目指し、以下の重点目標を策定する。

2. 重点目標

ア 幼児教育の充実

(1) 幼児教育の質の向上

イ 安全・安心な学校づくり

(1) 学校安全の推進

(2) 学校保健の充実

ウ 教育内容の充実

- (1) 確かな学力を身に付けるための教育内容の充実
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成

エ 学習環境の整備・充実

- (1) 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備
- (2) 信頼される教職員の育成
- (3) 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援

オ 地域とともにある学校づくり

- (1) 確かな絆で結ばれた地域とともにある特色ある学校づくり

カ 特別なニーズに対応した教育の推進

- (1) 啓発活動と個別支援計画の充実

キ 特別支援教育環境の充実

- (1) 教育環境と支援体制の充実

ク 小中高連携教育の充実

- (1) 小中高連携教育による多様性のある教育の推進
- (2) 小中学校の円滑な接続
- (3) 中学校と地元高等学校の連携強化

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和2年度 指標	備考
ア 幼児教育の充実（3項目）			
①宇高地区幼稚園教育協議会	年2回	実施	
②外部講師を招聘した園内研修の実施	年3回	実施	
③幼保小連携研修会	年2回程度	実施	
イ 安全・安心な学校づくり（8項目）			
①学校安全計画の策定	学校安全計画を策定し、学校の安全を確保	実施	
②防災教育及び避難訓練の実施	学校安全計画に基づく防災教育・避難訓練の実施	実施	
③学校保健計画の策定	心身の健康のための保健計画の策定	実施	
④保護者、地域住民との連携を強化したスクールガード体制の確立	体制の確立・強化と安全で安心な環境づくり	実施	
⑤生徒の命と安全を守る取組	中学校生徒自転車通学用ヘルメット購入費補助金	実施	
⑥児童生徒、教職員の健康診断の実施	学校保健安全法に基づく健康診断	実施	

⑦学校における労働安全衛生管理体制の整備	定期的な労働安全委員会の開催と労働環境の改善	実施	
⑧児童生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルスへの早期対応	健康相談・指導体制の構築	実施	
⑨フッ化物洗口による歯と口の健康	市内全小中学校におけるフッ化物洗口の実施	実施	
⑩教職員の負担軽減の推進	留守番電話、タイムカードの導入	実施	

ウ 教育内容の充実（10項目）

①宇佐市ステップテスト	宇佐市ステップテスト（中1、中2）	実施	
②学校教育支援教員等配置事業	<p>複式学級の授業改善を図るため臨時講師を配置する。</p> <p>36人以上で単式学級となる多人数学級に支援教員を配置する。</p> <p>習熟の程度に応じたきめ細やかな学習指導を行うため、中学校に習熟度別学習指導教員を配置する。</p> <p>市教委に外国語指導教育指導員を置き、ALTと英語科担当教員との連絡調整及び授業内容の連携を図る。</p> <p>市教委に「児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター」を置き、教育の充実や学校支援を図る。</p>	27人配置	
③外国語指導助手派遣事業	外国語への興味、関心を高め、グローバルな感性を育成するため指導助手を派遣する。	5人派遣	
④中学生短期留学事業	国際感覚を身につけた人材と、英語力向上をめざし中学生を海外に派遣する	20人派遣	
⑤総合的な学習等を活用したふるさと教育・キャリア教育の推進	ふるさとの「人・もの・こと」を活用した体験型学習、探究型学習を通じて郷土の理解促進を図る	実施	

⑥夏休みの短縮	きめ細やかな指導、ゆとりある授業時数の確保	実施	
⑦人権教育ブロック別研修会及び市指定研究会	市指定研究会を実施し、児童生徒の人権意識の育成する効果的な教育実践の交流を図る	実施	
⑧宇佐市人権フォーラムの開催	各校における人権教育の実践を交流し、教職員の人権意識の高揚を図る	実施	
⑨教育支援センター（せせらぎ教室）事業	不登校児童生徒の学習機会の確保及び自立支援のため教育支援センターに指導員、臨床心理士等を配置する	指導員4人、臨床心理士等配置	
⑩体力向上推進事業の推進	・走力の向上を目指した取組み ・なわとびを活用した体力づくりの取組み	実施	
⑪スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉と精神保健に関して専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを活用して、学校の問題解決能力の向上を図る	スクールソーシャルワーカー3名配置	

エ 学習環境の整備・充実（11項目）

①理科教育等設備整備事業	理科教育設備の整備率の低い学校から順次整備 小学校4校、中学校1校	封戸小・四日市北小・長洲小・院内北部小・北部中	
②小中学校教育システム最適化事業	小中学校の教育システムの構築により業務効率及びセキュリティの向上を図る	校務ソフトの活用	
③GIGAスクール構想の実現	校内通信ネットワーク整備事業	実施	
④ICT支援員	ICT機器を活用した授業への教材作成支援及び操作サポートを行うための配置	2人配置	

⑤校務支援システムサポート	校務支援ソフトウェアのフォーマット作成及び年度更新作業。更には、教職員への操作サポート業務のため配置	1人配置	
⑥学校図書館活用推進事業	学校司書の配置	8人配置	
⑦部活動指導員の配置	部活動顧問として対応できる部活動指導員を配置することで教員の長時間労働の改善を図る。	4人配置 部活動指導員 1日2時間 週3日	
⑧スクール・サポート・スタッフの配置	教員の長時間労働を改善し負担軽減を図ることで、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する	4人配置 スクール・サポート・スタッフ 1日6時間、年間200日	
⑨学校図書購入事業	小中学校の学校図書購入	実施	
⑩遠距離通学補助事業	タクシーによる送迎業務委託と路線バスの定期代補助	実施	
⑪スクールバス運行事業	市所有バスを利用した送迎業務委託	実施	
⑫就学援助費	・就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助費の支給 ・入学前支給の早期化	実施	
オ 地域とともにある学校づくり（2項目）			
①宇佐市教育の日を中心とした学校公開の推進	毎月19日を宇佐市教育の日として学校公開	実施	
②学校運営協議会制度の活用による地域とともにある学校づくり	学校運営協議会制度の活用	実施	
カ 特別なニーズに対応した教育の推進（2項目）			
①宇佐市啓発フォーラム	市民集会の開催	実施	
②個別支援計画の充実	支援ファイル「あしあと」の配布、活用	実施	
キ 特別支援教育環境の充実（3項目）			
①学校教育支援教員等配置事業	特別の支援を必要とする園児児童生徒に対し適切な教育を行うため支援員を配置	42人配置	

	市教委に「児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター」を置き、教育の充実や学校支援を図る	1人配置	
②特別支援教育就学奨励費	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減する	実施	
③特別支援学校教諭免許取得率	免許取得率の向上	率の向上	
ク 小中高連携教育の充実（4項目）			
①連携型小中高一貫教育の推進	安心院高と安心院・院内地区の小中学校の連携活動の推進	実施	
②高校とのジョイント事業	市内高校への進学を推進するため高校の教諭が市内5中学校で授業を行う	実施	
③中高連携会議の開催	実務者会議の開催	実施	
④中高校長連絡協議会	地域の子どもは地域で育てる宇佐市教委の教育方針実現に向け小中高12年を見通した教育課程のあり方を考える	年3回	

III. 学校給食課

1. 基本方針

学校給食は、成長期にある児童生徒に栄養面での調和のとれた食事を提供することにより、よりよい健康状態を保ち、心身の成長を図りながら食に関する正しい知識を身につけさせ、児童生徒の健全な発達に資することを目的に学校教育の一環として実施するものである。

また、学校で給食を共にすることにより、教師と児童生徒、また児童生徒相互の心のふれあいの場をつくり、事前の準備や後片付けを通して、自分の役割分担など社会生活における重要な体験をする場となっている。

このような状況を踏まえて学校給食の運営にあたっては、国が定めた学校給食衛生管理基準を踏まえて作成した「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」を徹底し、児童生徒に栄養に富んだ多彩で安全・安心な給食を提供していく。

さらに、学校給食を通して児童生徒が食に関する知識と食を選択する力

を習得し、健全な食生活の実践ができるように、食育についても学校と連携を図り推進していく。

加えて、施設・設備の適正な維持管理を図り、細心の注意を払いながら調理工程などに従事する。

給食食材の調達については、毎月の「ふるさと給食の日」を中心に、安全・安心な食材で可能な限り地場産物の活用に努め、地産地消の推進を図る。

給食費の納入については、**口座振替で行い、未納給食費については学校と連携を図りながら、公平負担の原則に基づき取り組んでいく。**

食物アレルギーの対応については、宇佐学校給食センター・南部学校給食センターとともに、食物アレルギー対応食を引き続き実施する。

2. 重点目標

ア 学校給食の充実

(1) 安全で安心な学校給食の提供

- ・学校・家庭との連携を図った学校給食の提供
- ・学校給食の安全性の確保
- ・調理工程と施設及び設備における衛生管理基準の徹底及び点検の実施
- ・給食施設職員の衛生検査及び研修会の実施
- ・食物アレルギー対応食の実施
- ・現金取扱基本マニュアルに**則った**適切な会計処理
- ・**未納給食費の対応**

(2) 食育の推進

- ・学校給食食材における地産地消の取組の推進
- ・「食育基本法」、「学校給食法」等に基づく食育の指導
- ・**市ホームページにて学校給食への関心を高める情報発信**
- ・給食フェスタの実施

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和2年度 指標	備考
ア 学校給食の充実			
(1) 安全で安心な学校給食の提供（8項目）			
①学校と家庭と連携した学校給食の提供	<ul style="list-style-type: none">・給食の提供回数・運営委員会・献立委員会・給食だより	年 199回 年 1回 年 3回 全保護者に配布	
②検食の実施	小学校メニュー 中学校メニュー 南部メニュー	年 199回	

③衛生管理基準の徹底	学校給食衛生管理基準を踏まえて作成した「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」の徹底	衛生管理の状況を定期的に点検	
④施設の衛生管理	施設の消毒 有害生物モニタリング	年 3回 年間実施	
⑤給食施設職員の衛生検査、研修	検便 個人衛生点検表提出 研修会（衛生講習会）	月 2回 毎日 年 2回	
⑥食物アレルギー食材の除去食	宇佐学校給食センター 南部学校給食センター	実施 実施	
⑦運営委員会会計監査	宇佐学校給食センター 南部学校給食センター	年 3回 年 1回	
⑧未納給食費への対応	・口座振替不能の連絡 ・督促状の発送	実施 年 3回	

（2）食育の推進（4項目）

①地産地消の取組推進	・「ふるさと給食の日」を設定し地元産の食材使用 ・「学校給食1日まるごと大分県」などのイベントを通した地産地消の推進 ・「マテ貝堀」や「クロダマルの枝豆収穫」など食育体験と連携した取組	毎月 2回 年 1回 年 2回程度	
②食育の指導	・学校での食育授業、給食時間における食に関する指導 ・学校給食の試食、学校給食センター見学の受入れ	実施	
③ホームページの充実	・毎日の給食や献立を写真とコメント付で紹介、給食レシピ、行事等については随時紹介	実施	
④給食フェスタの実施	・学校給食に関する資料等の展示 ・給食の試食	年 1回	

IV. 社会教育課

《生涯学習係》 《安心院地域教育係》 《院内地域教育係》

1. 基本方針

近年、人工知能（A I）、ビッグデータなど先端技術が高度化してあらゆ

る産業や社会生活に取り入れられ、社会のあり方そのものが大きく変わり、「超スマート社会」となっていくものといわれている。このような社会情勢に対応するため、人々は絶えず新しい知識や技術等の習得が必要となっている。また、長寿社会による生活時間の拡充や社会の成熟化に伴い自由時間が増大している現在、心の豊かさや生きがいのための学習機会の需要が増加していることから、一人ひとりが自分自身を高め、より豊かな生活を創り上げていくことが肝要となる。

本市においても、少子高齢化、過疎化等による地域社会の構造変化がみられる中、生涯学習の果たす役割はますます重要となっており、市民が生きがいを持ち充実した生活をおくることができるよう、学習活動、交流活動、人づくり、まちづくりの拠点となる公民館をはじめとした社会教育関係施設の適正な維持管理、施設・設備の充実を図り、社会教育関係団体との連携、各種学習事業の提供に努めるとともに家庭教育支援の充実を図る。

また、子どもの生きる力を育むために、学校・家庭・地域社会が連携し、様々な体験の機会を提供できるよう地域社会における教育力の向上を目指し、「協育」ネットワークの構築に努める。

人権教育については、生涯学習推進の根底に人権尊重の精神があることを踏まえ、人権問題が市民一人ひとりの問題であるとの認識を深め、お互いが尊重して生きて行くことのできる地域社会づくりに努める。

安心院地域・院内地域においては、各まちづくり協議会等との協働により、住民の意見や要望を積極的に取り入れ、各公民館と連携した各種講座・教室の開設に努め、地域のリーダーとしての人材育成と生涯学習の推進を図る。

2. 重点目標

ア 生涯学習施設・設備の充実

(1) 生涯学習施設・設備の充実

- ・施設の現状調査を行い、**その対応についての研究及び各種委員会等で協議実施**
- ・老朽化による施設・設備の改修及び整備計画の策定とその実施
- ・各施設の適正な組織体制の見直しと整備

イ 生涯学習活動機会の拡充

(1) 社会教育推進体制の充実

- ・社会教育委員会**議**、公民館運営審議会等の活性化
- ・社会教育関係職員（社会教育主事、公民館長、社会教育指導員等）の体制強化、研修の充実
- ・公民館、地区公民館、分館、関係職員等の組織や**あり方**の見直しと検討

(2) 活動機会の拡充

- ・地域の特色を活かした学級・講座・教室等の開設、充実
- ・学習成果を活かす機会の充実

(3) 成人教育

- ・成人式の開催
- ・公民館各種学級・講座、高齢者・婦人、女性等各学級の開催

ウ 青少年育成関係組織・体制の充実

(1) 関係組織・体制の充実

- ・青少年健全育成市民会議及び各地区協議会の育成支援
- ・各種関係団体（自治会、女性団体、PTAその他各種団体）の指導者の育成支援と連携
- ・安心院B & G海洋センター事業の推進

エ 健全な社会環境づくり

(1) 有害環境浄化活動の推進

- ・関連業界、店舗等に取組の周知、協力の促進
- ・学校、家庭、地域及び警察署等関係機関、関係団体との連携強化

オ 地域「協育力」向上支援の充実

(1) 学校、家庭、地域の連携による教育支援の充実

- ・地域住民へ学校支援活動の周知及びボランティア登録の推進
- ・取組内容の充実、プログラムの開発
- ・「協育」ネットワーク会議の充実
- ・「小学生チャレンジ教室」の取組推進
- ・「中学生学び応援教室」の拡充
- ・「放課後児童クラブ」との連携

カ 家庭教育支援の充実

(1) 家庭教育支援の充実

- ・家庭教育支援チームの活動推進・支援
- ・各種団体、関係部局との連携体制の充実
- ・家庭での取組支援
- ・親の学び「コーチング読本」の配布、啓発

(2) 「家庭の日」の普及・啓発

- ・「家庭の日」の取組を図るための普及・啓発

キ 人権尊重社会の推進

(1) 地域全体で推進する体制づくり

- ・社会教育集会所事業の充実及び関係機関との連携強化

(2) 人権教育・啓発の推進、拡充

- ・「部落差別（同和）問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療、様々な人権」などの課題における人権学習の拡充
- ・公民館や社会教育集会所等の教室・講座や、各種団体による住民への教育・啓発活動を推進
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨をふまえた教育・啓発活動の推進

(3) 指導者の養成推進

- ・人権・同和教育に関する指導者及び講師等の養成と資質の向上

- ・県主催講師団養成講座や各種研修会への積極的な参加による講師の養成と社会教育関係の職員の資質の向上

ク 人権総合対策の推進

- (1) 経済生活の安定と社会福祉の増進
 - ・関係組織との連携と充実

3. 事業計画

《生涯学習係》 ※安心院地域教育係、院内地域教育係 共通事項を含む

具体的な施策	指標の説明	令和2年度 指標	備考
ア 生涯学習施設・設備の充実（2項目）			
①公民館等施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会開催、整備事業の実施 ・施設等の維持・管理・整備 	設計事業着手	共
②社会教育集会所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現状調査、計画検討 ・施設等の維持・管理 	現状調査	共
イ 生涯学習活動機会の拡充（3項目）			
①社会教育推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員会議 ・公民館運営審議会 ・社会教育関係職員研修 (資質の向上、体制強化、定例会議) ・人権同和教育研修会 ・大分県公民館研究大会 ・中津地区公民館振興大会、社会教育研究集会 	年3回実施 年2回実施 10 回定例会他 隨時 年1回 年2回	共 共 共
②活動機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級、教室、生涯学習作品展等の開催 ・宇佐子ども体験教室 	隨時 (作品展年1回) 年8回	共
③成人教育	<ul style="list-style-type: none"> ・成人式式典 ・公民館各種学級・講座 高齢者、婦人、女性等各学級 	実施(1月10日) 4公民館 25学級	共
ウ 青少年育成関係組織・体制の充実（1項目）			
①関係組織・体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成市民会議 ・各地区青少年健全育成協議会 	年1回 7地区協議会年3回	共
エ 健全な社会環境づくり（1項目）			

①有害環境浄化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜営業の店舗等関連業界、 店舗等に取組の周知、協力の 促進 ・地域、警察署等関係機関等と の連携取組 	店舗への周知 実施	共 共
--------------	---	------------------	------------

オ 地域「協育力」向上支援の充実（3項目）

①地域「協育力」向上支援 の(放課後プラン)推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生チャレンジ教室 西馬城、佐田、深見、南院内 院内中部、天津、長峰、長洲 横山 ・中学生学び応援教室 安心院、院内、駅川、宇佐、 北部 ・地域学校協働活動推進事業 地域学校協働推進員 各小・中学校区に配置 	9か所実施 5か所実施 随時実施	共 共
②ボランティア登録の推進	学校支援ボランティア (地域学校協働活動推進事業)	450人登録	共
③「放課後児童クラブ」と の連携	連携した取組と連携会議の実 施	実施	共

カ 家庭教育支援の充実（2項目）

①家庭教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援チームの設置 (7中学校区) ・連携会議の実施 ・指針冊子の配布、啓発 ・食育(料理教室) 	7チーム 実施 実施 実施	共 共 共
②「家庭の日」の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭の日」の推進・啓発 ・社会教育関係団体等と連携し 「家庭の日」の推進 	実施 実施	共 共

キ 人権尊重社会の推進（3項目）

①地域全体で推進する体制 づくり	・人権教育促進事業 (教育集会所学級の開催)	12集会所 34学級	
②人権教育・啓発の推進、 拡充	・公民館等人権教育講座の開催	各公民館 25学級	共
③指導者の養成推進	指導者講習会の開催及び研修 会参加	年4回(県他)	共

ク 人権総合対策の推進（1項目）

①経済生活の安定と社会福祉の増進	教育集会所を拠点とした就学就業、福祉相談体制の充実と連携及び関係組織との連携	各集会所	共
------------------	--	------	---

《安心院地域教育係》

具体的な施策	指標の説明	令和2年度 指標	備考
ア 生涯学習施設・設備の充実（2項目）			
①公民館等施設の整備	・施設等の維持、管理 ・宇佐市安心院グラウンド	4 公民館 1 グラウンド	
②社会教育集会所の整備	・施設等の維持、管理	4 集会所	
イ 生涯学習活動機会の拡充（3項目）			
①社会教育推進体制の充実	・社会教育関係職員研修 (資質の向上、体制強化、定例会議) ・人権同和教育研修会参加 ・大分県公民館研究大会参加 ・中津地区公民館振興大会、社会教育研究集会参加(宇佐市)	年 12回他 隨時 年 1回 年 2回	
②活動機会の拡充	・各学級、教室、生涯学習作品展等の開催 ・安心院地域ふれあい文化祭 ・地区公民館各種学級、講座 ・子ども太鼓教室（佐田） ・まちづくり協議会との協働で地区民体育大会開催 4 地区	隨時 (作品展年 1回) 年 1回開催 実施 実施 年各地区 1回実施	
③成人教育	・公民館各種学級・講座 高齢者、婦人、女性等各学級 ・パソコン教室 安心院中央・佐田地区公民館	4 公民館 25 学級 20 講座 月 4回程度実施	
ウ 青少年育成関係組織・体制の充実（1項目）			
①関係組織・体制の充実	・安心院地区健全育成協議会 ・薬物乱用防止指導員北部地区協議会 ・安心院B & G 海洋センター推進事業 少年ドッジボール大会 少年剣道大会	年 3回 年 2回 年 1回実施 年 1回実施	
エ 健全な社会環境づくり（1項目）			

①有害環境浄化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜営業の店舗等関連業界、店舗等に取組の周知、協力の促進 ・地域、警察署等関係機関等との連携取組 	店舗への周知 実施	
オ 地域「協育力」向上支援の充実（3項目）			
①地域「協育力」向上支援の(放課後プラン)推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生チャレンジ教室 佐田・深見 ・中学生学び応援教室 安心院 ・地域学校協働活動推進事業 安心院中学校区 	2か所実施 1か所実施 随時実施	
②ボランティア登録の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援ボランティア (地域学校協働活動推進事業) 	登録	
③「放課後児童クラブ」との連携	<ul style="list-style-type: none"> 連携した取組と連携会議の実施 ・深見・佐田 	実施	
カ 家庭教育支援の充実（2項目）			
①家庭教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援チームの設置 ・連携会議の実施 ・指針冊子の配布、啓発 	安心院中学校区 実施 実施	
②「家庭の日」の普及 ・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭の日」の推進・啓発 ・社会教育関係団体等と連携し「家庭の日」の推進 	実施 実施	
キ 人権尊重社会の推進（2項目）			
①人権教育・啓発の推進、拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等人権教育講座の開催 ・下毛集会所（集会室）人権教育講座開催 ・安心院地域人権講演会 	各公民館 年1回協働開催 年12回開催	
②指導者の養成推進	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者講習会の開催及び研修会参加 ・両院地区社会教育指導員人権学習会 	年4回(県他) 年2回	
ク 人権総合対策の推進（1項目）			
①経済生活の安定と社会福祉の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育集会所を拠点とした就学就業、福祉相談体制の充実と連携及び関係組織との連携 	各集会所	

《院内地域教育係》

具体的な施策	指標の説明	令和2年度 指標	備考
ア 生涯学習施設・設備の充実（2項目）			
①公民館等施設の整備	・施設等の維持、管理	5 地区公民館維持、管理	
②社会教育集会所の整備	・施設等の維持、管理	3 集会所維持、管理	
イ 生涯学習活動機会の拡充（3項目）			
①社会教育推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館運営委員会 ・社会教育関係職員研修 (資質の向上、体制強化、定例会議) ・人権同和教育研修会参加 ・大分県公民館研究大会参加 ・中津地区公民館振興大会、 社会教育研究集会参加 	年1回実施 年12回他 隨時 年1回 年2回	
②活動機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級、教室、生涯学習作品展等の開催 ・院内芸術文化祭参加 ・地区公民館各種学級・講座 ふれあい体験学習 	隨時 (作品展年1回) 年1回協働開催 各学校との協働実施	
③成人教育	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館各種学級・講座 高齢者、婦人、女性等各学級 ・中央公民館各種学級・講座 山野草教室外 5 教室 ・院内地域女性スクール合同学習会 ・コミュニティ活動推進 各地区祭等 ・まちづくり協議会との活動推進 	5 公民館 月1回実施 年10回実施 年1回実施 協働実施 協働実施	
ウ 青少年育成関係組織・体制の充実（1項目）			
①関係組織・体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・院内町児童生徒を守る協議会 ・各地区公民館活動 ・薬物乱用防止指導員北部地区協議会 ・院内町児童生徒育成会 	年2回 年2回 年1回	
エ 健全な社会環境づくり（3項目）			
①有害環境浄化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜営業の店舗等関連業界、 店舗等に取組の周知、協力の促進 ・地域、警察署等関係機関等との連携取組 	店舗への周知 実施	
オ 地域「協育力」向上支援の充実（3項目）			

①地域「協育力」向上支援の(放課後プラン)推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生チャレンジ教室 南院内、院内中部 ・中学生学び応援教室 院内 ・地域学校協働活動推進事業 院内中学校区 	2か所実施 1か所実施 随時実施	
②ボランティア登録の推進	学校支援ボランティア (地域学校協働活動推進事業)	登録	
③「放課後児童クラブ」との連携	連携した取組と連携会議の実施 南院内、中部	実施	
カ 家庭教育支援の充実（2項目）			
①家庭教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援チームの設置 ・連携会議の実施 ・指針冊子の配布、啓発 ・中央公民館講座 味の伝承講座 	院内中学校区 実施 実施 年 10 回	
②「家庭の日」の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭の日」の推進・啓発 ・社会教育関係団体等と連携し 「家庭の日」の推進 	実施 実施	
キ 人権尊重社会の推進（3項目）			
①地域全体で推進する体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育促進事業 集会所解放講座 ふれあい学習会 	2か所実施 1か所実施	
②人権教育・啓発の推進、拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等人権教育講座の開催 ・院内人権啓発合同学習会 	各公民館 年 1 回開催	
③指導者の養成推進	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者講習会の開催及び研修会参加 ・両院地区社会教育指導員人権学習会 	年 4 回(県他) 年 2 回	
ク 人権総合対策の推進（1項目）			
①経済生活の安定と社会福祉の増進	教育集会所を拠点とした就学就業、福祉相談体制の充実と連携及び関係組織との連携	各集会所	

《平和ミュージアム建設準備室》

(1) 基本方針

本市においては、近現代の戦争の歴史を明らかにするとともに、点在す

る遺構、残存する遺物、体験者の証言などを基に戦争の歴史を伝え、多くの人に「平和の大切さと命の尊さ」にふれる機会の創出を目指す宇佐市平和ミュージアム（仮称）基本構想・基本計画の策定により、構想の実現に向けた各事業の展開が求められている。

本構想での拠点となる資料館と遺構群を整備し、宇佐海軍航空隊跡を中心としたフィールドミュージアム化を推進していく中で、ハード面での整備はもとより、ガイドの養成などソフト面での充実を図る。

（2）重点目標

ア 平和ツーリズムの推進

平和の大切さと命の尊さを感じ考える機会を創出する平和ツーリズムを推進します。

（1）平和ミュージアム構想のPR

事業全般の一層の周知を図ることや、修学旅行、団体旅行の誘致を図るため、旅行会社等にPR活動を行う。また、事業全般の財源確保の取組として、市外の企業に対する企業版ふるさと納税、市外の方を対象としたふるさと納税制度について、積極的にPRを行うことや市内の方を対象とした仕組みの検討を重ねる。

（2）講座等の開催

遺構めぐりなどフィールドミュージアムの機能強化を図るために、計画的に人材を養成していくことが求められていることから、ガイド養成講座を開催する。また、資料館の開館など関連情報の発信、機運醸成を図ることを目的にオープン講座、企画展を開催する。

（3）空がつなぐまち・ひとつづくり推進事業

平成30年度に設立した「空がつなぐまち・ひとつづくり推進協議会」において、連携市である兵庫県加西市、姫路市、鹿児島県鹿屋市とともに地方創生推進交付金を活用した平和ツーリズム事業の推進を図る。

（4）戦争関連資料の収集、保存

充実した資料館の展示や、貴重な資料の保存や活用を図るために、宇佐海軍航空隊にゆかりのある資料の収集を行っていく。また、課題とされる大型展示物についても、収集又は借用の方向性を探る。

イ 資料館の機能拡充

拠点施設となる宇佐市平和ミュージアム（仮称）資料館の機能拡充、効果的な活動の展開に努めます。

（1）宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設準備委員会の開催

平成27年度より施設計画、展示計画、資料の収集、整理及び保管、活動及び管理運営に関するについて審議する宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設準備委員会、プロジェクトチームを組織し、資料館建設に必要な事項について審議を行っている。令和2年度においても引き続き委員会を開催し、資料館の整備に向けた取組を進める。

（2）資料館建設の推進

全体事業の基幹となる資料館の整備に向けて、取組を進める。

(3) パールハーバー航空博物館国際交流事業

中学生の短期留学事業やハナミズキイニシアチブ事業をきっかけとしたハワイとの交流を深め、開館を予定している資料館との姉妹館を見据えた取組を推進する。

ウ 戦争遺構の保存整備

戦争遺構の保存整備に努め、遺構めぐり等の活動に対応するようフィールドミュージアムの充実を図ります。

(1) 宇佐海軍航空隊跡保存整備事業

平成27年度に策定した「第2次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画書」に基づいた計画的な戦争遺構の整備を図る。令和2年度は、エンジン調整場の保存整備工事を行うなど、計画書で短期整備として位置づけた遺構は、資料館の完成に合わせた整備を図る。

(2) 宇佐空の郷維持管理事業

平成29年度に開館した遺構めぐり拠点施設「宇佐市宇佐空の郷」において、現存する遺構見学を促し「平和の大切さと命の尊さ」を感じ考える機会の創出や、平和学習、観光、交流の拠点となるよう機能の充実を図る。また、地域住民が中心となり組織する「宇佐海軍航空隊跡保存会」へ施設管理を委託し、団体の自立に向けての取組に対して支援を続けるとともに、市内外からの来館者との交流を深め、満足度の向上に努める。

(3) モバイルガイドシステムの活用

モバイルガイドシステム「うさんぽナビ」の利便性向上を目的にコンテンツの拡張、専用ホームページとの連携により情報発信を強化するとともに、利用者の拡大を図る。

(4) シティバイク整備事業

半径2キロメートルの範囲に集中する遺構めぐりの交通手段として整備したレンタル自転車「うさんぽチャリ」の維持管理を継続し、近くの観光地なども見学できるよう利用者の利便性の向上や充実した見学ルートを提供などで利用者の拡大を目指す。

(3) 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和2年度 指標	備考
ア 平和ツーリズムの推進（4項目）			
①平和ミュージアム構想 PR事業	事業全般の周知や修学旅行の誘致、ふるさと納税等のPR活動	関東圏、関西圏PR リーフレット作成	
②講座等の開催	遺構めぐりに対するガイド養成のための講座開催。 事業周知、機運醸成のため	ガイド養成講座、 オープン講座開催 各種団体への講座	

	のオープン講座、各種団体への講座開催。	開催 企画展開催	
③空がつなぐまち・ひとづくり交流事業	「空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会」により、平和ツーリズム事業推進	協議会連携事業の推進	
④展示資料等の収集	大型展示物や貴重な資料等の収集	実施	

イ 資料館の機能拡充（3項目）

①建設準備委員会の開催	資料館建設に必要な事項を審議する委員会、プロジェクトチーム会議の実施	委員会開催 PT会議開催	
②建築工事 展示業務委託	資料館建築工事 展示資料、展示什器類作成	工事着手 業務着手	
③パールハーバー航空博物館 国際交流事業	パールハーバー航空博物館、ホノルル市との国際交流	同館、ホノルル市へ高校生等の派遣	

ウ 戦争遺構の保存整備（4項目）

①宇佐海軍航空隊跡保存整備	遺構保存整備工事 ・エンジン調整場	工事施工	
②宇佐空の郷維持管理事業	遺構めぐり拠点施設において、「平和の大切さと命の尊さ」のメッセージを発信し、平和学習、観光、交流の拠点施設として機能の充実を図り、さらには管理団体を育成、支援	年間来館者数 10,000人	
③モバイルガイドシステムの活用	ガイドアプリ“うさんぽナビ”的ダウンロードを促すよう情報発信に努め、機能強化し、遺構めぐりの促進	年間アクセス数 1,500件	
④シティバイク整備事業	フィールド内の戦争遺構群を気軽に巡回できるレンタル自転車の整備	レンタル自転車の維持管理	

《文化財係》

1. 基本方針

文化財の宝庫である宇佐市は、昭和51年に「文化財保護宣言都市」を全国に先駆けて提唱し、合併後の平成18年にも再度決議を行い、貴重な文化財を保護し、未来へ伝えていくことを宣言している。

文化財とは、長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた国民的財産で、国や郷土の歴史・伝統・文化などを正しく理解するために欠く

ことのできない重要なものである。このかけがえのない文化財を保存・活用するために、関係機関等と連携しながら緊急性を十分考慮して、各種文化財の調査や、整備などの事業を推進する。また、これらの成果を学校教育や社会教育における学習素材として活用することにより、郷土愛の育成や文化財愛護意識の高揚を図る。

2. 重点目標

ア 文化財の調査と保護

(1) 調査・研究の推進

民間開発や公共工事と、埋蔵文化財の保護を調整するために、発掘調査を実施する。調査成果終了後は調査報告書を刊行する。

また、国指定特別天然記念物オオサンショウウオの生態保護を目的とした調査研究を実施する。

文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」の策定に向けて体制づくりに取組む。

(2) 文化財の指定と保護の推進

各種文化財の調査を実施し、重要と判断されたものは、指定や登録を行うことで、保護を推進する。

イ 文化財の整備と活用

(1) 史跡の整備と活用

国指定史跡法鏡寺廃寺跡等の保存と活用を図るため、史跡公園等の整備事業を実施する。

また、史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢については、今後の保存・管理の指針となる保存活用計画を策定する。

(2) 宇佐市平和資料館の活用と戦争遺跡の整備

宇佐市平和資料館の適正な管理・運営を行うとともに、戦争遺構の調査や整備を図る。

(3) 文化財の保存と整備

建造物や仏像などで朽損の著しい文化財については、修理して保存を推進するとともに、宇佐市が所有する史跡等については、草刈りなど適切に管理し、環境整備に努める。

ウ 郷土資料の収集と保存

(1) 郷土資料の収集と活用の推進

郷土の歴史資料や、宇佐海軍航空隊等に関する資料を収集し、保存・活用に努める。

エ 伝統文化の保存と継承

(1) 民俗芸能等を継承する団体の支援

各地域で継承されている伝統芸能については、関係機関等と協議しながら後継者育成を支援し、保存と継承に努める。

オ 文化財愛護の啓発と普及

(1) 文化財の公開・活用の推進

文化財愛護意識の啓発と普及活動の一環として、郷土の歴史や文化財に対する理解を高めるための宇佐学講座等の各種講座を開催する。

(2) 防火・防犯体制の強化

文化財の防火施設の整備を実施するとともに防犯体制を強化し、文化財所有者の日常管理の重要性について理解を高める。

(3) 文化財愛護活動の支援

文化財愛護活動を支援し、伝統文化の継承を図る。また、「宇佐の文化財を守る会」「文化財愛護少年団」などの団体と連携して文化財愛護意識等の啓発と普及を図る。

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和2年度 指標	備考
ア 文化財の調査と保護（6項目）			
①市内遺跡発掘調査事業	各種開発に伴う重要遺跡の確認調査を実施し、遺跡の保護と開発との調整を図るために資料を得る。また、既往調査の報告書を刊行する	実施	国庫補助事業
②公共工事対応発掘調査事業	公共工事で破壊の危機にある遺跡の保存を目的に発掘調査や調査報告書の作成を実施する	実施	
③民間開発対応発掘調査事業	民間開発で破壊の危機にある遺跡の保存を目的に発掘調査を実施する	実施	
④特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理事業	川漁等で不時に捕獲された個体の保護とともに、保存のための各種調査及び委員会を開催する	調査2回 委員会2回 連絡協議会2回開催	
⑤各種文化財調査	各種文化財について、大学等の研究者とともに調査を実施する	実施	
⑥文化財の指定・登録	文化財指定や登録について、調査と研究を実施する	実施	
イ 文化財の整備と活用（6項目）			
①国指定史跡法鏡寺廃寺跡保存整備事業	遺跡の保護のため史跡公園の整備を実施する	実施	国庫補助事業
②史跡宇佐神宮境内宮迫地区保存整備事業	史跡の構成物件となっている宮迫地区の心乘坊山門の保存整備を行う	実施	国庫補助事業
③史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定事業	史跡宇佐神宮境内や天然記念物宇佐神宮社叢の保存・管理に必要な各種課題を調査検討し、今後の整備・活用に向けての方針を策定する	実施	国庫補助事業

④宇佐海軍航空隊等展示施設管理事業	宇佐市平和資料館を日常的に管理・運営するとともに、展示資料の充実を図る	実 施	
⑤指定文化財環境整備事業	(イ) 法鏡寺廃寺跡、檜木磨崖仏等の宇佐市が所有する史跡の草刈等の環境整備を行う (ロ) 上記とは別に史跡等の環境整備を、地元自治区等に委託して実施する (ハ) 指定文化財で説明板が老朽化したもののが改修や、説明板がない文化財には新規に設置する	10か所 実 施 8か所 実 施 1か所 実 施	
⑥史跡管理委託事業	土地の借上げにより駐車場用地等を確保し、史跡に来訪する市民等の便宜を図る	4か所 実 施	

ウ 郷土資料の収集と保存（2項目）

① 三和文庫運営事業	寄付金を財源に、宇佐の歴史に関する資料の購入や書籍の出版を行う	実 施	
② 戦争資料収集事業	宇佐海軍航空隊に関する資料の収集を実施する	実 施	

エ 伝統文化の保存と継承（1項目）

①伝統芸能の継承育成	伝統芸能を継承する団体への各種助成事業をとおして活動を支援する	放生会道行囃子の継承活動及び国指定重要無形民俗文化財豊前神楽の後継者育成活動を支援	
------------	---------------------------------	---	--

オ 文化財愛護の啓発と普及（6項目）

①宇佐学講座事業	(イ)関係機関や団体等と連携し、宇佐の歴史や文化財に関する講座を開催する	大人・子どもを対象とした講座を計6回実施	
	(ロ)学校向け地域学習プログラムの創出	実 施	
②国指定文化財管理費補助事業	国宝・重要文化財建造物の防災施設の保守点検を実施する	3か所 実 施	国庫補助事業
③文化財防火デーの実施	毎年1月26日に防火・放水訓練と防災施設の査察を実施する	6か所 実 施	
④文化財愛護少年団育成事業	文化財愛護少年団の各種活動の支援、及び指導者の育成活動を推進する	2団体で 実 施	

⑤文化財保存団体等の支援	(イ)各種文化財の保存活動を行っている団体を支援する (ロ)宇佐の文化財を守る会などの市民団体と連携し、文化財の愛護意識の高揚や啓発普及を図る (ハ)関係機関や団体と連携して「世界農業遺産」や「世界文化遺産」関連事業を推進する	実施	
⑥日本遺産登録の周知・啓発	文化庁が全国で100ヶ所程度選定する日本遺産の市内外への周知啓発(神武東遷をテーマ)	実施	

V. 図書館

1. 基本方針

宇佐市民図書館は、図書館法、**宇佐市**教育振興基本計画に基づき、多様な市民ニーズに応えるため一般資料や郷土資料、視聴覚資料などの収集・整理に努めるとともに、資料を活用した宇佐学顕彰事業の継続や施設機能を活用した展示会、講演会などを開催する。さらに、ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実を図り、幼児期から本に親しむ環境づくりや全域旅游サービスの推進により、市民の書斎、情報センターとしての図書館づくりに努める。

また、「うさ教育・家庭・読書の日」の定着を図るため、読書感想文・感想画コンクールを開催する。

さらに平成30年度に策定した**第三次宇佐市子ども読書活動推進計画**の取組を進めるとともに、家庭、地域、学校等と連携し、読書活動の推進を行う。

少子高齢化、高度情報化、地方分権化等の社会の大きな進展・変化に伴う市民の様々な要請に対応するため、子育て支援やビジネス支援、医療・健康情報コーナー等の充実を図る。

2. 重点目標

ア 図書館サービスの充実

(1) 図書館資料の収集・整理の充実

一般資料・児童資料・郷土資料・参考図書・新聞・雑誌・視聴覚資料等とともに、子育て支援やビジネス支援、医療・健康情報など利用者の多様なニーズに配慮した資料を積極的に収集する。また、インターネットを活用した所蔵資料の整理と紹介を**推進**し、ホームページ内「デジタルライブラリー」やレファレンスサービスの**拡充**に努めるとともに、関係職員のスキルアップのため研修の機会を充実させる。さらに、令和元年から導入した国立国会図書館デジタルコレクション送信サービスの

利用促進を図る。

(2) 図書館資料と施設機能の有効活用

図書館開架スペース、エントランス、視聴覚ホール、渡綱記念ギャラリー、研修室、工作室等を活用した展示会、講演会、研修会、上映会を開催するとともに、図書館見学や一日図書館員などを通じ、子どもたちへの図書館利用啓発を促進する。

また、平成30年度には空調・照明の大規模改修、学習席の新設、図書館業務システム及びホームページ・メールサービスのリニューアル、令和元年度には本館タイルカーペット・ロールカーテンの一部貼替等、様々な施設・環境の整備を順次実施してきたところであるが、令和2年度においても本庁舎の駐車場整備に併せて図書館利用者駐車場の改修を行う。さらに、令和元年度には、全資料へのICタグの貼付及び自動貸出機・返却機等のIC機器を導入したところであるが、今後は、それらの機器を使用した利用手続きのセルフ化の一層の定着を図り、利用者の利便性の向上と共に業務の効率化を推進する。

(3) ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進

大分県立図書館をはじめ公共図書館と連携した相互貸借や自動車図書館活動の充実に努め、分館及び安心院地域複合支所に新設される盆地ギャラリー内の書籍資料の管理を行う。ただし、自動車図書館に関しては車両（2台）が老朽化していることから、長期的に質の高いサービスを提供するため、ステーションのあり方や運行回数等の構造的な見直しについても検討を行う。また、市報・図書館だより、ホームページ、フェイスブック、デジタルサイネージ（電子看板）等、さまざまなメディアを活用し、より広範囲に対する効果的な情報発信を行う。

イ 読書活動の推進

(1) 宇佐市子ども読書活動推進計画の実施

平成30年度に策定した第三次宇佐市子ども読書活動推進計画の取組を推進し、子どもに関わる家庭、地域、学校等、社会全体で子どもの自主的な読書活動推進の取組を広げていくとともに、関係機関が連携し、相互に協力し充実を図る。

(2) 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進

11月の第3日曜日の「うさ教育・家庭・読書の日」を啓発しながら、読書活動の推進を図るとともに、読書感想文・感想画コンクールなどを通じて子どもたちに読書の機会を創出する。

(3) 読書環境づくりの充実

市内全域サービスと団体貸出を促進する。小学一年生への利用案内、図書館見学、一日図書館員の実施や、各種講座・教室を開催。ブックスタート、読み聞かせ、おはなし会、ブックトークなどを通じて子どもの読書環境の向上を図る。

(4) 図書館事業・行事の充実

読書月間、読書週間等に館内行事・展示等を実施。ボランティア団体

の育成と、連携の強化を図ることで、図書館事業や行事の多様化と充実に努める。第22回目を迎える「横光利一俳句大会」事業は、広く全国に発信するとともに、文化活動の向上と横光利一の顕彰に努める。

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和2年度 指標	備考
ア 図書館サービスの充実			
(1) 図書館資料の収集・整理の充実（2項目）			
①市民一人あたりの貸出し冊数（貸出密度）	市内貸出冊数／奉仕人口	4.9冊	
②市民一人あたりの蔵書冊数	蔵書冊数／奉仕人口	4.9冊	
(2) 図書館資料と施設機能の有効活用（2項目）			
①上映会（視聴覚ホール）	毎週土・日の上映会の来場者	来場者900人	
②ギャラリー展示	2階の渡綱記念ギャラリーで各種企画展を開催展示	来場者5,200人	
(3) ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進（1項目）			
①小学校を中心とした全域サービス	自動車図書館ステーション年間個人貸出冊数	25,000冊	
イ 読書活動の推進			
(1) 「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進（1項目）			
①朝読の推進	市内の小中高等学校等で実施	全校で実施	
(2) 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進（1項目）			
①読書感想文・感想画コンクール表彰式	応募点数	感想文2,300点 感想画2,100点	
(3) 読書環境づくりの充実（1項目）			
①新小学一年生への利用案内	図書館職員が学校へ出向き、図書館の利用方法を説明する	利用案内希望の市内全新一年生	
(4) 図書館事業・行事の充実（2項目）			
①横光利一俳句大会	応募点数	5,000点	
②宇佐学マンガシリーズの活用	マンガシリーズの販売・寄贈等	成人式で新成人に配布	